

2011年7月14日

不動産・管財グループ
グループ長 殿

被災地内の職場建物の安全確認について

2011年6月23日に開催された、第360回団体交渉で、組合は以下のとおり述べました。

『日経記事によれば、30年以内に茨城県沖で、マグニチュード6.7～7.2程度の地震発生が90%以上。また、東海沖地震も70%程度とされ、浜岡の原子炉が、安全が確保されるまで運転停止となった。宮城県沖では、マグニチュード7.5前後が99%とされている。来るべき地震に備えて、相応の準備が必要であるという認識だ。』

先般の地震により池袋ビルでは、相当の被害が発生している。エレベーター横の壁には複数階が大きくひび割れ、階段部分の踊り場にもかなりの数のひび割れが発生している。同ビルは、周辺と比べても、建築から相当の年数が経っている。地震で、損害保険会社の入居しているビルが壊れ、道路を閉塞させるなど、笑い話にもならない。

一旦、衝撃を受けた建物は、衝撃を吸収した分だけ脆くなっており、耐震性が低下する。倒壊していないからといって、従前どおりの安全性が確保されているものではない。会社として、各職場の安全性の再検証を求め、十分な安全性が確保されないのであれば、直ちに安全な場所に職場を移すべきだ。

甚大な被害が発生すれば、業務に多大な支障が発生することは明らかだ。多くの従業員の生命がかかっている問題でもあり、早急な対応を求める。』

次回、団体交渉7月29日（金）までに、下記の点について、人事部に回答をお願いします。

1. 震度5以上の被災地域内の建物の被災状況。
2. 震度5以上の被災地域内の建物の、被災後の耐震診断の予定。
3. 震度5以上の被災地域内の建物の、被災後の耐震診断結果の開示。
4. 震度5以上の被災地域内のテナント入居建物について、1～3の対応予定。

以上

(全損保富士支部 書記長 北川健士 0120-28-4908)